

武蔵国多摩郡蔵敷村鈴木家文書目録解題

文書の伝来

本文書は昭和四三年に古書店を通して当館に収蔵された文書である。総点数は一五四二点であり、旧蔵者は東京都東大和市蔵敷^{ソウジキ}二丁目四七八番地、鈴木貫一氏である。

蔵敷村について

文政五年（一八二二）に原胤敦が献じた『新編武蔵風土記稿 多摩郡卷三十二』（明治一七年、内務省地理局出版）には、

奈良橋村

蔵舗村

蔵舗村ハ奈良橋ノ内ニ属ス、正徳年中分村セシトイヘト、郡村名寄帳ニモミエス、一村ニハ立カタシ、故ニコ、ニ隸ス、或ハ蔵式ト書リ、民家五十五軒ナリ、御代官ハ奈良橋村ト同ク大岡源右衛門孟清ナリ、新田ノ方ハ大岡越前守開発シテ、元文元年検地セリ、コノ所ハ今ニ至テ人家モナク、本田ノモノ持添ノ地ナリ

小名

辨天山 村内ニアリ、辨天ノ社アル故ニ云

神社

熊野社 除地、村ノ東ノ方ニアリ、祠ハ二尺四方、上屋九尺ニ二間半、村内ノ鎮守ナリ

辨天社 除地、字辨天山ニアリ、一尺五寸ノ小祠ニテ、二間四方ノ上屋ヲ設ク、寛永六年鎮座セントイヘト其詳ナルコトヲ傳ヘス

御嶽社 東ノ方ニアリ、小祠ニテ九尺ニ二間ノ覆屋ヲ設ク、南向

寺院

太子堂 是モ東ノ方ニアリ、堂ハ三間ニ五間、本尊ハ立像ニテ、長一尺三寸ナルヨシライヘト、秘佛ナリトテ、見ルコトヲ許サス

地藏堂 東ノ村境ニアリ、三間ニ五間ノ堂ナリ、南向、コ、ニハ村民ノ墓アリ

とある。つぎに木村礎校訂『旧高旧領取調帳関東編』九八頁には、奈良橋村とは別に、蔵敷村は江川太郎左衛門支配所、二二五石七斗四升六合七夕、葦山県と記されている。

枝郷については、明治大学文学部日本史研究室所蔵「東京都北多摩郡村山地方文書所在目録」による「東京都東大和市蔵敷一丁目四三〇番地、内野悌二氏所蔵文書目録」（東大和市教育委員会『東大和市古文書目録(1)』所収）では、蔵敷村は奈良橋村枝郷であるが、割付、皆済、宗門帳などは奈良橋村と別個に作成されている。なお内野氏は世襲の名主である。

昭和三八年十一月三日発行、大和町教育委員会編『大和町史』の近世、明治期分は伊藤好一氏担当で、この内野家文書により執筆されている。以下同書からの引用は、その頁を（算用数字）で示す。

前述の通り奈良橋村枝郷蔵敷村であるが、以下便宜上、蔵敷村と記す。事実、鈴木家文書ではそう記している場合がある。

蔵敷村の行政関係は「内野悌二氏所蔵文書目録」『大和町史』によると、

天保四年（一八三三）—十二年（一八四一） 山本大膳支配所

天保一三年（一八四二）—安政四年（一八五七） 江川太郎左衛門支配所

安政五年（一八五八）—十六年（一八五九） 細川越中守御預

万延元年（一八六〇）—明治元年（一八六五） 江川太郎左衛門支配所

明治元年（一八六五）—二月—四年（一八七二） 葦山県

明治四年（一八七二）—二月二九日—二六年（一八九三） 神奈川県

明治二六年（一八九三）四月一日— 東京府

であり、新田分も同様である。つぎに寄場組合、地方行政区画は、まず文化二年（一八〇五）に関東取締出役が設置された。文政十一年（一八二八）九月に所沢寄場組合の内に、中里・野塩・南秋津・大岱・野口・廻り田・清水・後ヶ谷・高木・奈良橋・蔵敷・宅部・芋窪の一四カ村で組合が作られた。ついでこの内から芋窪村が除かれ、残り一三カ村の小組合になった。これを蔵敷組合と呼ぶ（259～260）。

明治三年（一八七〇）に蔵敷組合は所沢寄場組合から独立、ついで小川寄場組合に吸収される。小川寄場組合は、蔵敷・奈良橋・高木・後ヶ谷・宅部・廻り田・榎戸・廻り田新田、小川、小川新田が属している（295～296）。

この時期には寄場組合の他に戸籍区がある。即ち明治四年（一八七二）に戸籍法が布達され、小川寄場組合は第一区になる。ついで同五年（一八七二）一月に神奈川県は戸籍編製上の区の再編成を実施し、武州五十区に小川・小川新田・蔵敷・奈良橋・高木・後ヶ谷・宅部・清水・廻り田・野口・桑川・南秋津・榎戸新田・平兵衛新田・廻り田新田の一五カ村が属した。ここでは戸籍事務のみを区の戸長、副戸長が行ない、従来の名主、年寄、組頭、百姓代は引続き村の事務を行なっている（300～301）。

明治六年（一八七三）四月に神奈川県は区画改正法を実施し、神奈川県第十一区十番組に、後ヶ谷・高木・清水・蔵敷・奈良橋・宅部・芋窪の七カ村が属し、組合所は高木村に置かれた。その結果各区に区長・副戸長がおかれ、戸籍のみでなく村の事務全部を一本化して取扱った。実際には組で各村の仕事を実施するのは困難であったから、従来からの各村に村用掛一名を選挙して、村の事務を取扱う事になった（301～305）。

同年（一八七三）六月一日に、神奈川県は区を大区に、組を小区に改めた。これにより蔵敷村は神奈川県第十一大区第十小区に属した（306）。

村分	石高反別	
	石	町反畝歩
本	215.7464	4946-21
田分	162.2322	2675-11
田	13.7339	173-02
	148.4983	2502-09
古新田分	26.3047	1250-07
田	25.7037	1290-04
	.6010	60-03
新海道	27.2120	1021-03
田	13.5800	339-15
	6.8280	341-12
林	6.8040	340-06

第1表 蔵敷村惣高反別表

	町反畝歩
田	173-02
田	4774-09
田	3925-28
屋敷	104-21
	1-29
成	60-03
萱	341-12
野	340-06
林	615-09
芝	5562-20
合	計

第2表 明治2年蔵敷村反別表

明治十一年（一八七八）七月、郡区町村編制法により、第十一大区は北多摩郡に所属する事になり、区長は一〇月三〇日限りで廃止され、翌一二年（一八七九）三月に各村に戸長が置かれ、小区戸長副戸長の事務を引継いだ。神奈川県北多摩郡蔵敷村となった（355）。

明治一七年（一八八四）五月に町村制度が改正され、戸長の管轄区域が拡大された。拡張された連合戸長役場の戸長は官選である。高木・清水・狭山・奈良橋・蔵敷・芋久保の六カ村が連合し、役場は高木村にある（361）（363）。

明治二十二年（一八八一）に市町村制が公布され、町村組合が認められた。芋窪・蔵敷・奈良橋・高木・清水・狭山の六カ村で、同年六月六日に高木村外五カ村組合が許可された（380）（383）。

前述の通り明治二十六年（一八九三）四月一日に北多摩郡は東京府下になる。高木村外五カ村組合は大正八年（一九一九）に合併して大和村になり（429）（430）、昭和二十九年（一九五四）に町制が施行され（532）、現在は東大和市に属している。

つぎに蔵敷村の反別などについては、年不詳「村方惣高反別懐中」（鈴木家文書整理番号「二六八六」）、以下鈴木家文書整理番号は「漢数字」で示す）による石高・反別の内訳は第一表の通りである。近世の状態と考えられるが、殆んど田、野田、萱、林である。古（小）新田とは寛文九酉年（一六六九）三月、延宝二寅年（一六七四）八月、元禄三年（一六九〇）の検地によるもの、新海道は元文元辰年（一七三六）の検地によるものとされている。

種 類	作付反別	収 穫 量		反当収量		水田
		町反畝歩	石	石	斗	
米 (水田)	1.7.3.2	25.9599	1.5			
粟	18町	126石	7斗			夏 作
籾	2	8	4			
米	3	18	6			
蕎	3	45	1.5			
大豆	1	4	4			
豆葉	1	4	4			
芋	1	200貫	20貫			
摩	5	100駄	2駄			
芋根	2.5	50駄	2駄			
蕪	0.7	315駄	45駄			
燕	0.3	30駄	10駄			
小 計	37.5					
大 麦	町反	石	石			冬 作
小 麦	23.5	235.5	1			
小 計	9.	54.	0.6			

第3表 明治4年蔵敷村農作物作付表
 (『大和町史』135頁による)

種 類	産 額	自由費消	他所輸出
米	25石	25石	0石
籾	10	10	0
米	235	235	0
麦	48	20	28
豆	4	4	0
豆	4	4	0
豆	6	6	0
粟	140	140	0
稗	60	60	0
蕎	20	5	15
麦	2疋	2疋	0疋
馬	200羽	200羽	0羽
雞	150駄	150駄	0駄
桑	200貫	0貫	200貫
葉	800反	0反	800反
綿	10石	0石	10石
繭	50駄	0駄	50駄
皮			
炭			

第4表 明治4年蔵敷村物産表
 (『大和町史』135頁による)

〔明治二年辰年蔵敷村旧反別内訳書〕〔九五三〕による、明治二年(一八六九)の反別内訳は第二表の通りとなっている。第一表反別の他に芝山と若干の差がある。

当時の蔵敷村の産業について、明治五年(一八七二)「里正日誌 天」(334~335)による明治四年(一八七二)蔵敷村農作物作付状況は第三表、同年蔵敷村物産は第四表の通りである。ここでは総反別は四九町四反一一步で、この内に屋敷一町六畝二〇歩を除いた耕地四八町四反二二歩の内、水田は谷戸田であり生産額は低い。

畑四六町余は、冬作は三二町余で大麦小麦が多い。夏作は三七町余で粟が主要なものである。主穀の内、米・大麦・粟は全部自家用であり、他所に出しているのは小麦・蕎麦・藍葉・木綿織・繭・炭であるが、木綿織が最大のものである。

再び反別に戻ると、明治七年(一八七四)「蔵敷村書上帳」〔七七六〕によると、村高は二一五石七斗四升六合七夕で、他に壬申改出と

	町反畝歩	173-02
田	畑	4667-19
屋	敷	106-20
	森	615-09
社	領	35-19
畑	改出し	5-08
芝山	見出し	23-15
合	計	5627-02
外	式地	28-15
社	地	7-0
堂	{内幕地}	{2-04}
合	計	35-15

第5表 明治7年藏敷
村反別内訳表

	町反畝歩	302-06
田	畑	8457-25
宅	地	605-03
山	林	4132-22
	藪	42-18
稲	干場	12-10
墓	地	20-28
合	計	13473-22
	[官地]	
山	林	38-02
社	地	51-02
芝	地	17-08
溜	井	41-28
土	取場	4-23
	堤	3-27
	池	0-20
堂	敷	7-17
死	馬捨地	4-24
合	計	170-00

第6表 明治9年藏敷
村反別表

して一斗四升五合がある。反別は第五表の通り五五町九反八畝九歩で、その内に社領三反五畝一九歩を含む。その他に壬申改出し五畝八歩がある。石高は第一表と大略同様であるが、反別は第一・二表と比較すると増加している。理由は明らかでない。家数は五九戸で、その内に堂二戸がある。他に寄留一戸があり差引五八戸である。人数は三三三人で、内訳は男一五二人、女一八一人である。外に寄留六人があり、その内訳は男四人、女二人である。

つぎに明治九年(一八七六)九月十九日「(反別代価等取調申上書)」(四二六)による地租改正後の同年反別内訳は第六表の通りで、惣反別は一三六町四反三畝二歩となっている。

鈴木重蔵について

鈴木家文書の主要部分は鈴木重蔵関係である。鈴木家には三人の重蔵がいる。(一)幼名重蔵↓五郎右衛門は明治七年(一八七四)二月一七日に没し、同人の子供である(二)幼名啓蔵↓重蔵順剛は弘化元年(一八四四)三月三〇日に生れ、明治三年(一八七〇)四月一四日に家督相続した。同一一年(一八七八)一月三〇日に没している。つぎに順剛の養子として(三)幼名定吉↓重蔵直温がいる。直温は所沢町三上四郎右衛門の長男で、母は五郎右衛門の長女である。安政三年(一八五六)一月四日に生れ、明治二年(一八七九)七月四日に鈴木家に入籍、同年同月一五日に相続し、大正八年(一九一九)八月二〇日に没している。

つぎに鈴木重蔵は安政元年（一八五四）、明治二一五年（一八六九—一八七二）に組頭（三三三—三五）、同六年（一八七三）に十一大区十番組蔵敷村の副戸長（三一五）、同七一〇年（一八七四—一八七七）に村用掛（三一六・三一九・四二六・四三二・四四一）である事が知られている。これは恐らく順剛ではあるまいか。

その他に何年からは不明であるが、重蔵直温は、明治一九年（一八八六）四月に蔵敷村茶業世話掛を解職になっており（二〇五六）、同年から明治二一年（一八八八）迄は蔵敷村蚕糸業世話掛である事が知られる（七六一・八五三）。明治二二年（一八七九）には蔵敷村の村会議員に当選（359）、同四三年（一九一〇）年にも当選している（394）。

経営面についてみると、明治三年（一八七〇）の持反別は村内外共で九反七畝一三歩で農間穀物渡世を兼業しており、明治八年（一八七五）村内分持反別は八反四畝七歩で荒物・肥料商を兼業していることになっている（347）。所有地は余り多くない。

営業については明治二二年（一八七九）七月「営業税、雑種税賦課人員等取調書」（345、346）によると、小売商で、その主要取扱品は織物商、兼業として糸物・陶箸・金物・粧具・履物・傘・団扇・諸紙・豊表・蒔・穀麩・醬油・塩・石炭・油・筆墨・足袋手拭・蠟燭・素麵・諸肥料・荒物の小売である。使用人は二人いる。

同一五年（一八八二）六月の売上高は九九三〇円三六錢三厘で、村内では飛抜けた金額である。業種は荒物・肥料商となっている（344）。

「明治公文編年集13」（376）によると、明治二六年（一八九三）衆議院議員選挙権者としての鈴木重蔵（直温）は直接国税一五四二錢四厘、地租は奈良橋村分二円〇一錢二厘、砂川村分二五錢七厘、芋窪村分一円一四錢九厘であり、所得税は三円二二錢となっている。

つぎに明治三〇年（一八九七）度蔵敷村営業者名及税額によると、彼は営業税では国税が二四円七〇錢、地方税はない。所得税は四円三五錢である。同村内では他の者は営業税中の地方税のみであり、金額も少ない（409）。

鈴木家の商標干はである。なお鈴木家文書及び同家位牌による系図と、関係地図は末尾を参照されたい。

文書の配列と概要

概要 鈴木家は雑貨・肥料・米雑穀取扱商であり、地主・小作関係及び鈴木家の家関係の文書は少ない。时期的には明治期と大正初年が主であり近世分は比較的少ない。

以下『内ゴシック』は大項目、『明朝』は中項目、『一』は少項目を示す。分類については前記の事情を考慮して、『村用』と『営業』に大別したが便宜上の域の出ない。

『村用』 大項目『村用』は『布達・回達』『村政』『租税・諸費』『土地』『教育』『兵事』の中項目に分類した。

『布達・回達』は、「明治期」は御布告綴、公用留簿など、「近世分」は公事訴訟取捌などの写本と相場記録帳である。最後のものには一部に鈴木家営業関係記事を含む。この項での小項目の配列は量を考慮して「明治期」を先に置いた。

『村政』の内で「村」は書上と村役人関係であり、「村政」は明治期の盗難、縊死などの事件、近世分の村内出入や関東取締御出役関係である。「衛生会」は明治期のもの、「五人組」は天保期、「戸籍」は戸籍簿断簡と寄留証などである。「社寺」は地藏堂の他に石川の蓮花寺などあり、地租改正関係分を含む。

『租税・諸費』は「明治期」のみで、明治五年―二十一年（一八七二―一八八八）の間のものであるが、鈴木重蔵の組頭・副戸長・村用懸を勤めた際のものであり、村用懸り時代のものが最も多い。

『土地』は、「地租改正」「土地」に区分したが、野帳など纏った帳簿類は見当らない。

『教育』は「学校」で、明治五年（一八七二）の学制により、蔵敷村の太子堂に汎衆学舎と称する小学校が設立され、その世話役は内野長吉であった（331～333）。明治九年（一八七六）には第八中学区百四拾三番小学蔵敷学校とあり（七二三）、学校資本金関係がある。世話役は小島佐吉郎である（一一四八）。明治一五年（一八八二）には昇隆学校会計掛りとして鈴木重蔵の名があり、蔵敷村は昇隆校区内になっている

〔二二四―五〕。

明治四一年（一九〇八）の攻玉社（一三〇三）は、明治三三年（一九〇〇）設立された藏敷村の青年義団の夜学会で、初代会長は鈴木小十郎である（420）。後述する『その他』参照。この他に教育方針について藏敷学校訓導内野吉次郎と戸長内野左衛門との往復書状がある。

『兵事』は、「徴兵」「幕末」に区分した。前者は明治七年（一八七四）実施に際してのものと、同九年（一八七六）に小島関太郎の相続による兵役免除願関係であり、後者は慶応三年（一八六七）の御警衛の農兵と、翌年（一八六八）に田無村に本陣を構えた幕臣の振武軍に軍用金を出したものである。

『営業』 大項目『営業』は、『蚕糸・縞』『雑貨』『肥料』『米雑穀』『送荷』『勘定』『持地・小作』『奉公人・借家』『家』『その他』の中項目に分類した。

『蚕糸・縞』では、「蚕糸・組合」は鈴木個人と、藏敷村蚕糸業世話掛としてのものとある。神奈川県北多摩郡西部蚕糸業組合に属し、委員である高木村尾崎伝右衛門との間のものが多い。「糸引合」は高木村尾崎宇兵衛から鈴木重藏宛のもの、「縞物」は神段ヶ谷ヶ戸峯涯縫藏からの縞仕切帳と、縞販売についての所沢町協産会社関係のものである。「染物通」は石原久準、小嶋権右衛門からのものだが、鈴木家の具体的な姿は明らかでない。

『雑貨』では「茶業組合」の内の一部は村用懸りとしてのものである。神奈川県茶業組合北多摩郡事務所に属している。「製茶」は明治三六年（一九〇三）から昭和六年（一九三一）までのものである。大正期には鈴木茶業部、鈴木小十郎農園と称し、昭和期には鈴木農園製茶部と称している。「煙草営業組合」は神奈川県（東京府）北多摩郡藏敷村小売人として参加しており、「煙草買入」は明治一六年（一八八三）から同三〇年（一九〇七）迄の買入帳、所沢・志木・八王子などからの通帳、相州秦野・東京日本橋区煙草問屋・八王子の煙草商店からの送状である。「塩」は買受簿と余（市川亀次郎）書状である。

『荒物』は雑貨仕入帳、通、送り状、引合、書状などである。取扱品目は醤油、砂糖、金物、荒物、雑貨、石油などであり、地域は所沢が主で、他に東村山、青梅、浅草などがある。送り状には各年度別に鈴木家が纏めたものがある。書状は主として小売関係である。取扱品に下

粉があるが、具体的な事は明らかでない。なお灰は肥料として使用されたものである。

『肥料』で、「肥料」は売買清算帳と書状からなる。「送状・通」は浅草、八丁堀、四ッ谷、深川、京橋方面の諸問屋のものである。

『米糶穀』では、「米穀相庭」「米穀春賃」。つぎの「挽賃」は当麻水車と小嶋奥蔵からのもの。「小麦」は東京方面宛のもの、「蕎麦」は買入、挽抜、売上関係のものである。「送状」は麦割、蕎麦などであり、「諸通・送状」は所沢・川越の問屋が主であり、他に東村山駅前と東京小伝馬町の問屋がある。所沢の金山鹿島金蔵は穀屋で慶応二年（一八六六）六月に打毀に会っている。（森安彦「所沢における『世直し』世界の形成」所沢町史研究三号一四九・一五四頁）。他に「豌豆」「書状」がある。

『送荷』では、「運賃」は仕払関係、「水揚」も同様である。「貫舛目扣」は鈴木家が計量したもの。「東村山町六運送店」「立川岩崎商店」は共に駅前の荷扱店である。なお荷扱としては前記送り状によると、利根川水運の際は志木で揚げている。「千代田運輸」は飯田町停車場前の千代田運輸合資会社解散の挨拶状である。

『勘定』の「受取書」は鈴木家が各年度別に纏めたもの。内容は営業面のものである。「鈴木弥兵衛馬・車代書付」は米金宛で鈴木家との関係は不明である。鈴木弥兵衛についても同様である。「経営帳簿・書付」は萬任入帳、諸品買入帳、入荷勘定口取帳、各地荷物出入帳、荷物受渡帳、荷物判取帳、金銭判取帳、判取帳、萬口取帳、萬附込帳、萬売揚帳、日記出入帳、萬日記出入帳、萬日記金銭出納帳、東京金銭出納帳、臨時当座帳、金銀控之帳、諸用留覚帳、書抜帳、小遣帳、車屋・水車荷物出入帳、諸帳簿、諸書付、貯金からなる。「貸金」は関係帳簿と訴状及び鈴木要吉負債、所沢村紙屋一件、書状からなる。紙屋一件によると、鈴木重蔵は幕末に所沢村で松屋三四郎名義で松平下総守様御傍松を納めている。「頼母子講」は幕末から明治初期にかけてのものである。

『持地・小作』は「持地」「小作」「山林」「鈴木農業部」「養豚」にわかれる。鈴木農業部の名称は明治四四年（一九一一）以降で確認されている。

『奉公人・借家』は「奉公人」「借屋（紺屋）」「日雇人足」にわかれる。借屋は紺屋金蔵が借受けたものである。

『家』は「年始歳暮」「普請」「税上納」「信仰」「道中日記」「書籍」「内野恒吉関係書類」「三上高太郎入院書付」「書状」にわかれる。時期

的には殆んど明治期のものである。内野恒吉は明治六年（一八七三）から同二四年（一八九二）までのもので、八王子横町内野恒吉が養子鉄五郎と契約した際に、鉄五郎に対して鈴木重蔵が「同居人ニ対スル戸主」であった事から巻き込まれたものである。三上高太郎は所沢町の者で、順天堂に入院しているが、鈴木重蔵との関係は不明である。

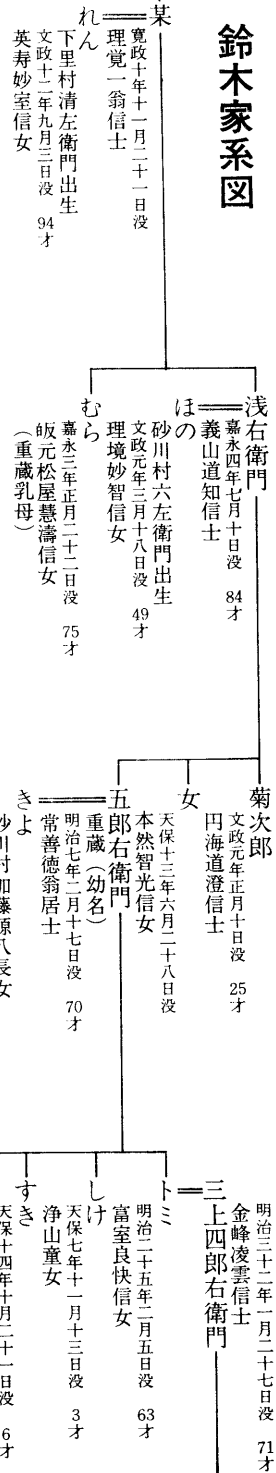
「書状」は一般のものと、内野柰左衛門、高橋友右衛門、榎本郡次郎に大別される。内野柰左衛門は神奈川県会議員を明治一二年―一四年（一八七九―八一）、同二五年五月―一八年（一八八二―五）、同八年一月―十二年（一八八五―八）に勤めている（神奈川県民部県史編集室編「神奈川県史 別編1人物」付表四〇頁）。書状は明治一八―十九年に横浜からのものである。

高木友右衛門は清瀬村の者で、書状は明治二五―六年（一八九二―三）頃で、内容は国会傍聴券申込、県会立候補者問合などである。榎本郡次郎は狭山村住人で、書状の内容は石川藤五郎の件についてだが、具体的な事は明らかでない。

最後に『その他』を配した。

本目録の作成は藤村潤一郎が担当した。鈴木貫一、東大和市社会教育課、伊藤好一、神崎彰利、藤田昭造の諸氏に御教示をいただきました。記して感謝します。

鈴木家系図

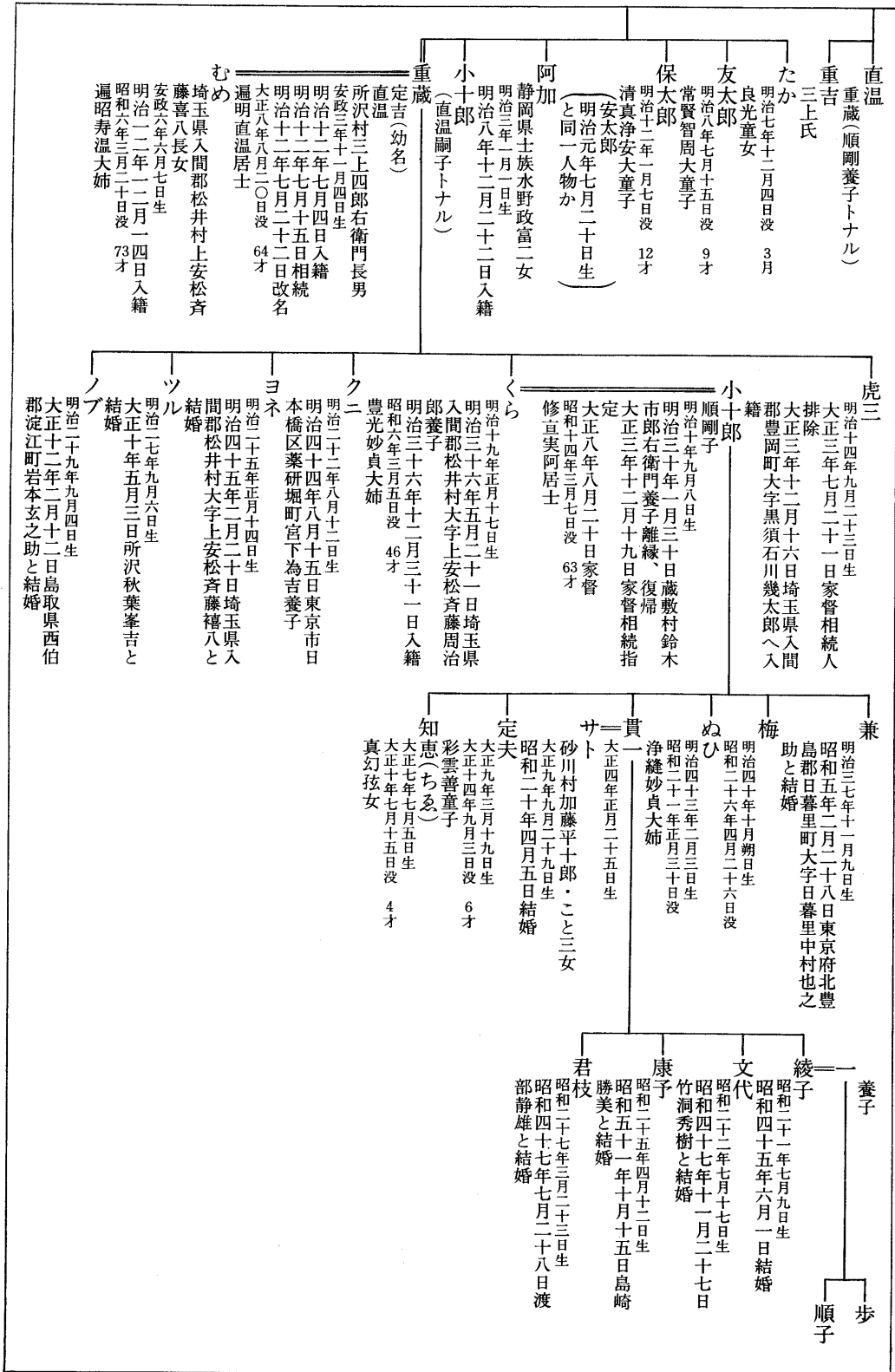


系図凡例

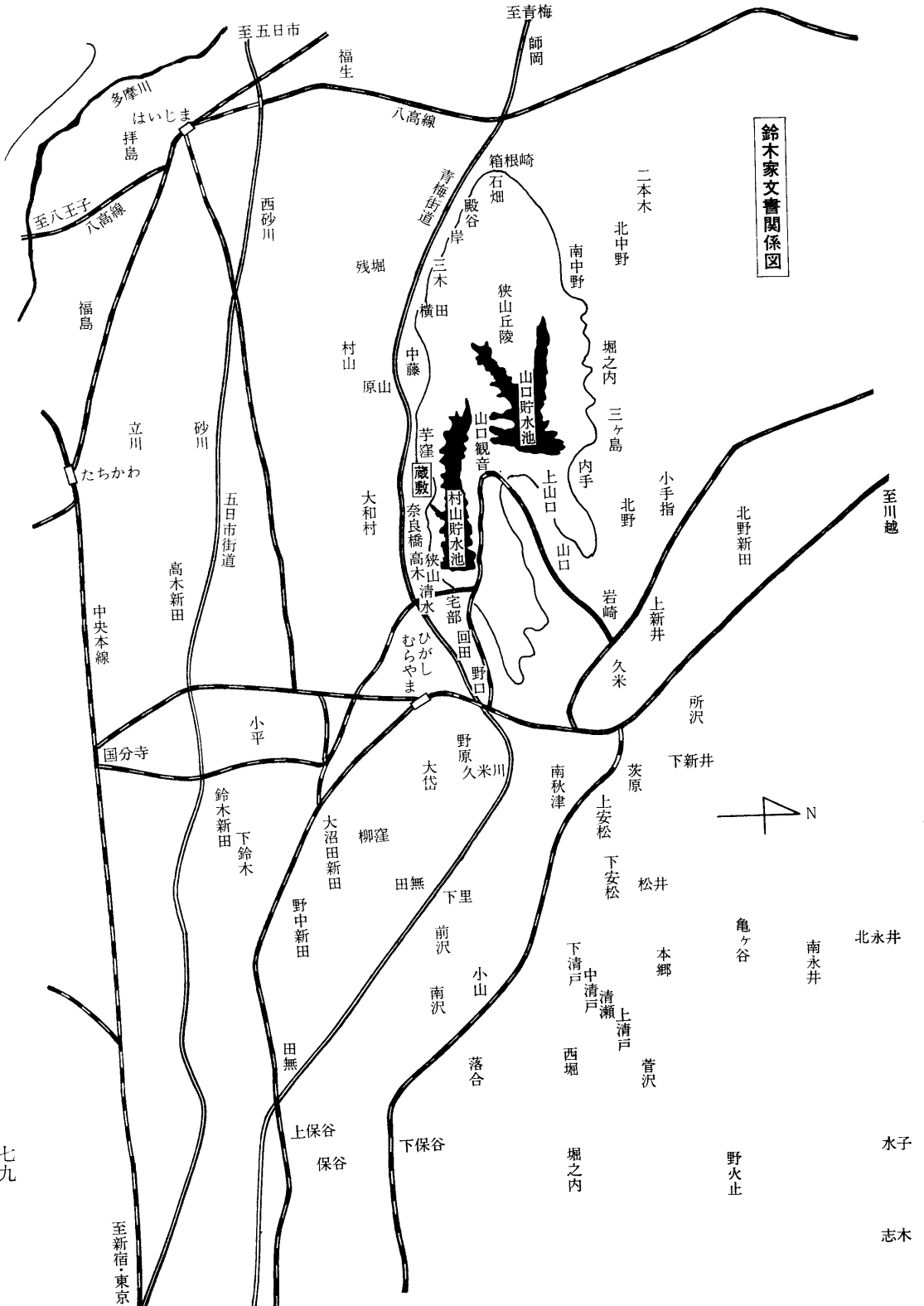
一、本系図は鈴木家位牌・御教示と鈴木家文書(三一一・三二五・七八二)から作製した。

一、親子の続柄は、実子は「—」、養子は「—」で示し、「=」は妻帯関係を示す。

一、鈴木家位牌は系図以前の時期のものとしては、(一)元禄十一寅天十月廿七日、菓散道休信女、五良右工門母、(二)元禄十二卯天九月晦日、散柳道秋信士、五良右工門父、(三)正徳三巳年十一月廿七日、臨菓妙円信女、五良右工門母、(四)享保十一年三月初七日、真覚源如信士、五良右工門父、(五)享保十七壬子年十一月十九日、茲光禪定尼、(六)寛保元酉年七月朔日、黍夏浄心信女、浅右工門母、(七)延享五辰天正月初八日、春陽妙慶信女、弥平次母、(八)寛延二年巳四月初九日、道範禪定門、(九)寛延三年天十二月朔日、的霜自空信士、浅右工門父、(十)宝曆十二年天三月十七日、桜散妙栄信女、弥平次母、(十一)安永二巳年四月二十日、清浄覚心信士、弥平治父がある。鈴木貫一氏の御教示によると同家は真言宗である。



鈴木家文書関係図



史料館所蔵史料目録 第四十二集

武蔵国多摩郡蔵敷村鈴木家文書目録

昭和六十年三月三十一日 印刷発行

東京都品川区豊町一丁目十六番十号

国文学研究資料館内

編集者 国立史料館
発行者

東京都中野区中央四丁目八番九号

印刷所 株式会社 三協社

(本文用紙は中性紙を使用)